

株式会社ジェイエス繁殖馬セール業務規程

(総則)
第1条 この繁殖馬セール（以下「本セール」という）に参加しようとする者、又は参加した者は、本業務規程を遵守しなければならない。

2 本セールに上場する馬は、販売者の申告に基づき申し込まれたものであり、株式会社ジェイエス（以下「開設者」という）による何らの保証もなく、現状有姿のまま上場されるものである。

(市場の位置)
第2条 開設者が開設する市場の位置は、新ひだか町静内神森・北海道市場内とする。

2 本セールを取り扱う事務所は、新ひだか町静内本町1丁目に置き、本セール開催中は市場内に置く。（以下「市場事務所」という）

(取り扱う家畜の種類)
第3条 取り扱う家畜は馬(サラブレッド、サラブレッド系種)とする。

(開場の期日及び時間)
第4条 開場の期日は2025年1月22日（以下「開催日」という）とし、開場の時間は午前8時から午後5時までとする。但し、開場時間内に馬の取引が終了しないときは、延長することができる。

(販売の申し込み)
第5条 馬の販売申し込みをしようとする者は、開設者が定めた「繁殖馬セール販売申込要項」に従って行い、販売希望価格並びに疾病及び悪癖等を記載した所定の書類を開設者へ提出しなければならない。

2 前項にて開設者が馬の上場を認めた者（以下「販売者」という）は、開催日に開設者から販売登録番号及び馬番号票の交付を受け、上場が決定した馬（以下「上場馬」という）に馬番号票を着ける。

3 販売者は、馬の販売に関して何らかの特別な条件（フリーターン特約、出生保証）等を付帯する場合は、販売申込書等の書面により開設者へ申し出る。但し、開設者はこれらの条件がせりの公正さを欠く原因と成り得ると判断した場合は、せりの開始前までに販売者と協議の上、これを拒むことができる。

4 本業務規程により提出された書類において、販売者が所有者と異なる場合は、開設者は販売者を所有者とみなし、真実の所有について何らの責任を負わない。

5 開設者は、過去の本セールにおける本業務規程違反の行為、その他の事情に鑑み、特に必要と判断した場合は、当該販売申し込み者による販売の申し込みを拒絶することができる。

(購買の申し込み)
第6条 馬を購買しようとする者（以下「購買申込者」という）は、開催日の10日前までに、所定の「購買申込書」に住所、氏名（名称）及び電話番号を記入のうえ捺印し、開設者へ提出しなければならない。

2 開設者は、前項により本セールでの購買を認めた者（以下「購買登録者」という）に購買登録番号を交付する。

3 購買申込者が購買を第三者に依頼するときは、所定の委任状に記入のうえ捺印し、購買申込書と併せて開設者へ提出する。但し、購買を委任された者は、国内居住者でなければならない。

4 前項の場合において購買を委任された者は、その委任者が履行しなければならない義務及び債務を連帯して保証する。

5 購買申込者が国外居住者の場合は、必ず購買を第三者に委任しなければならない。この場合も、購買を委任された者は、前々項、前項の規定を適用する。

6 法人又は任意団体が購買申込者の場合は、その法人の代表取締役又はその団体の代表者が記名（署名）捺印をしなければならない。但し、開設者が認めた場合は、この限りでない。

7 止むを得ない理由により第1項、第3項、第6項の手続きを、第1項に定める期日までに完了できなかった者にあつては、開設者が認める保証人を立てた上で第1項、第3項、第6項の手続きを開催日のせり開始時刻より30分前までに完了しなければならない。

8 開設者は購買申込者について審査し、その判断により申し込みを受け付けないことができる。

(予納金)
第7条 開設者は、必要と判断した時、予納金を徴取することができる。

(馬の繋留等)
第8条 家畜伝染病予防法第2条、及び家畜伝染病予防法施行規則第2条の家畜伝染病に罹患していると診断された馬は市場に繋留してはならない。

2 上場馬は開設者の指定する場所に繋留するものとする。
3 販売者は、家畜伝染病予防法第2条、及び家畜伝染病予防法施行規則第2条の家畜伝染病以外の疾病又は悪癖のため、他に危害を及ぼす恐れのあると認められる馬について、開設者から隔離又は移動要求がなされたときは、これに従う。

(獣医師による検査を受ける場合の手続き)

第9条 購買登録者は開設者に申し出たうえで、自らの経費負担において開催日に市場に配置する獣医師により、その馬が第8条第1項に定める家畜伝染病に罹っているか否かの検査を求めることができる。

(せり会場における馬の事故責任)

第10条 開設者は、せりの開催期間中及びその前後の入厩期間中に、せり会場内及び関連施設内において馬に関連して生じたいかなる事故についても法的責任を負わない。

(取引開始前の公表)

第11条 開設者は取引開始前の公表事項として、せり名簿に記載された事項の他、販売者から申告があった疾病及び悪癖、その他の事項について、販売申込書等の書面に記載されたところにより、これを読み上げる。

2 販売者は販売申込書、及びせり名簿に記載されている事項について確認し、記載漏れ又は誤記がある場合は、せり開始前までに、その追記及び訂正を開設者に申し出なければならない。

3 開設者は前項の申し出があった場合、せり台においてその公表を行う。

4 開設者は公表事項について生じた紛争は、一切の責任を負わないものとする。

(取引の方法)
第12条 本セールにおける馬の取引はすべて売買であり、その売買はせり売りの方法によって行う。

(せり売りの方法)

第13条 上場馬は開設者の定める順序により、上場する。

2 せり売りは、販売希望価格にかかわらず開始することができる。

3 せりの方法は、せり上げを原則とし、事情によってはせり下げの場合もある。

4 せり上げは、100万円未満までは万円単位ないしその整数倍、100万円以上からは10万円単位ないしその整数倍とする。

(落札の決定及び売買契約の成立)

第14条 せり人が最高せり上げ価格を呼び上げ、他にこれを超える価格にせり上げる者がいないとき、その価格が販売希望価格表に記載された金額に達しているか否かにかかわらず、せり人は合図とともに、そのせり上げた者を落札者と決定し、これを落札価格とする。

2 落札者が決定した時をもって売買契約が成立したものとし、開設者は直ちに落札価格及び落札者の購買登録番号を呼び上げる。

3 第1項において落札者が上場馬の販売者であった場合は、主取りとする。

4 落札者は落札が決定した後、直ちに「落札（購買）に関する確認書」に署名しなければならない。なお、落札者と販売者は、かかる売買を確認するため、別途所定の売買契約書に記名（署名）捺印しなければならない。

5 落札者が決定した後は、何人もその決定に対して異議を申し立てることができない。

6 落札の決定はすべて、現実の鑑定台で行われるものが唯一かつ絶対的な基準であり、購買しようとする者が使用する、通信手段による遅延、通信の中断、又は機器による時間差その他、原因の如何を問わず、落札決定後、遅れてなされたせり上げは、有効なせり上げとは認めない。

7 購買しようとする者が、落札決定後に遅れてせり上げをしたことによって生じた損害については、その理由の如何を問わず、開設者は一切の責任を負わない。

(落札者の決定に係る紛争の処理)

第15条 落札者の決定に係る紛争が生じた場合、紛争当事者はせりの再開、再開する場合の価格の設定を含め、すべてせり人の裁定に従わなければならない。

2 せり人が当該馬のせりの再開を裁定した場合、紛争当事者のみが再開したせりに参加できる。但し、せり価格が紛争発生時点の価格を下回った場合は、すべての購買登録者が参加できるとし、せり人はこの旨宣言しなければならない。

(再せり売り)

第16条 販売者は上場馬につき、落札が決定しなかったとき又は契約が解除されたときは、再せり売り（以下「再上場」という）することができる。

2 再上場しようとする者は、初回上場馬のせり売り終了までに、開設者にその旨を申し出る。

3 再上場における馬の上場順は、開設者が定める。

(代金の決済)

第17条 落札者は、落札価格に消費税を上乗せした金額（以下「売買代金額」という）を本セールの閉場時間までに開設者に全額支払う。

2 開設者は、落札者の支払い条件を承認した場合は、開催日の翌日から5日（暦日による。以下同じ）以内に支払いを猶予することができる。

3 支払いは日本国通貨、又は金融機関が支払い保証した小切手にて支払うものとする。

4 開設者は、落札者から売買代金額を受領した時は、その代金額から第26条第1項(2)にて定める販売手数料を控除した額（以下「精算代金」という）を、開催日の翌日から14日以内に販売者へ支払う。

5 開設者は、前項の販売者への支払いについて、一切の責任を負うものではない。

(所有権の移転、馬及び関係書類の引き渡し)

第18条 馬の引き渡しをもって所有権が落札者に移転する。

2 馬の引き渡しは、開設者が売買代金額の全額を受領後、開設者の指定する所にて行う。

3 馬の引き渡し期日は、開催日又はその翌日から5日以内とし、販売者は当該馬について、その間無償にて善良な管理をする義務を負う。

4 当該馬が前項の引き渡し期日前に家畜伝染病予防法第2条、14条、15条、32条による移動制限、又は家畜伝染病予防法施行規則第2条、15条による移動自粛が掛けられた場合、次のとおりとする。

(1) 販売者は速やかに開設者及び落札者へ通知する。

(2) 当該馬の引き渡し期日を、移動制限又は移動自粛が解除されるまで延期する。

(3) 販売者は前項の引き渡しまでの間、当該馬を無償にて善良な管理をする義務を負う。

5 公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナシヨナ

ルが発行した登録証明書、及び受胎馬の場合における種付証明書の引き渡しは、開設者が売買代金額の全額を受領後、落札者へ引き渡す。

6 繁殖登録を申請中のために、当該登録証明書の引き渡しができない場合は、当該登録証明書が発行され次第、速やかに開設者を通じて落札者へ引き渡す。

(引き取り前の獣医検査)
第19条 落札者は自らの経費負担において、馬の引き取り前に獣医師による次の検査を行うことができる。

(1) 受胎、又は不受胎の確認

(2) 繁殖機能の有無確認で、直腸検査やエコー検査による子宮及び卵巢の確認検査

(契約の解除等)

第20条 落札者は馬が次のいずれかに該当する場合は、それを証明する書面をもって開設者に速やかに申し出たうえで、販売者に対しその売買契約の解除を求めることができる。

(1) 第11条により公表しなかった悪癖（ゆう癖、さく癖、身喰い及び旋回癖のいずれかに限る）を発見した場合。但し、その申し出は、馬の引取り後2日以内、または開催日の翌日から7日（2025年1月29日）までのいずれか早い日とする。

(2) 第19条により受胎状況が公表事項と異なると診断された場合。但し、落札者が馬を引き取った後は、本号に基づく契約の解除はできない。

(3) 多胎妊娠であることを証明できる場合。但し、第11条にて公表された場合は、この限りでない。

(4) 受胎馬において、公表された最終種付月日に誤りがあった場合。

(5) 受胎馬として売買された馬の当該産駒が、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルが行う登録審査において、登録拒否された場合。但し、性別が判然としないうために登録を拒否された場合は、この限りでない。

(6) 引き取り前に子宮及び卵巢の欠如が証明できる場合。

(7) 引き取り前に帝王切開、子宮頸管を含む外科手術、尿膣症に関する外科手術、一方の卵巢の摘出手術のいずれかをセール開催日の過去2年以内に実施していたことを証明できる場合。但し、第11条により公表している場合はこの限りでない。

(8) 引き取り前に死亡した場合。

2 馬の引き渡し前に、前項において落札者から売買契約の解除の申し出があった場合、開設者は予め販売者に通告の上、その最終結論が出るまでの間、第18条第3項の引き渡し期日を延期することができる。尚、この場合であっても落札者は、第17条の約定期日までに売買代金額の全額を開設者へ支払わなければならないが、開設者においては、最終結論が出るまで販売者に対する精算代金の支払いを留保する。また、その間販売者は、当該馬について無償にて善良な管理をする義務を負う。

3 馬の引き渡し後に、第1項に基づき売買契約が解除された場合は、落札者が販売者に対して当該馬を引き渡す義務を負う。また、契約解除後に販売者に引き渡す前に当該馬に生じた事由(死亡を含む)は、すべて落札者の責任とする。

4 馬の引き渡し後に、第1項(3)にて契約解除されたときは、見舞金として販売者は落札者に金30万円を支払い、落札者が販売者に対して当該馬を引き渡すまでの間馬の飼養に要する費用はすべて落札者が負担する。

5 販売者は第1項(1)、(2)、(3)、(4)、(6)及び(7)、(8)の解除請求に不服な場合は開設者に申し出て、その判定を第21条で定める判定委員会に委ねる。尚、その診断料等は馬を引き取ったものが負担する。

6 販売者は次に該当する場合は、落札者に対してその売買契約の解除を求めることができる。

(1) 落札者が、約定期日までに開設者に売買代金額の全部又は一部を支払わなかった場合。

(2) 落札者が、約定期日までに馬を引き取らなかった場合。

7 本条において売買契約が解除されたときは、その日から5日以内に、馬及び売買代金額の全額、並びに引き渡しがあった関係書類を、開設者を通じて相手方に返還しなければならない。但し、その間、売買代金額に対する利息は付さない。

8 本条において販売者、落札者何れかの一方的な事由による解除は認めない。

9 開設者は、いかなる場合も落札が決定した後の売買代金額の減額またはその他条件の追加若しくは変更について、一切の仲介を行わない。

(判定委員会)
第21条 第20条に基づく契約解除請求に不服がある者は、当該解除事由を特定して、その事実の有無についての審議を求めするため、開設者に対し、判定委員会を設置するよう書面で申し出ることができる。

2 開設者は、前項の申し出を受け、判定委員会を設置する。

3 判定委員会は、必要に応じ独自に診察することができる。

4 判定委員会は、申し出のあった解除事由の有無について、判断を下すものとする。

5 判定委員会は、その他、開設者が必要と認めた場合も設置することができる。

(瑕疵担保責任)
第22条 落札者は、せり落とした馬の瑕疵等に関し、別に本業務規程に定める場合を除き、販売者及び開設者に対し、何らの請求をすることができず、何らの異議も申し立てることはできない。

(取引終了後の公表)

第23条 開設者は、開催日の翌日までに次の事項を事務所内に掲示して公表する。

(1) 上場馬の品種別及び性別入場頭数。

(2) 前号の区分による取引成立頭数。

(3) 前号の区分による馬の最高、最低及び平均取引価格（売買代金額）。

(市場業務執行係員)
第24条 開設者は次の者を市場業務執行係員として定め、本セールを運営する。

(1) 市場長 1名
(2) せり人（鑑定人） 若干名
(3) 獣医師 若干名
(4) 市場係員 若干名
2 市場長はせり人、獣医師及び市場係員の指揮監督を行う。
3 第1項に定める者は、別に定める記章をつける。

(市場業務執行係員の責務)
第25条 市場業務執行係員は次の行為をしてはならない。

(1) 販売者、購買登録者及び落札者と通謀して正常な取引を阻害し、又はこれらの者に談合その他の不正な行為をさせること。

(2) その職務に関して販売者、購買登録者及び落札者から金品その他の利益を受けること。

(3) 売買の当事者となること。

(4) 故意にせり落すこと。

(5) 一般に通用しない符丁、その他の方法で価格を呼び上げること。

(徴収料金)
第26条 販売者は開設者に対し、以下の料金を支払わなければならない。但し、一度納入されたものについては、いかなる場合においても返還しない。

(1) 販売申込金 1頭につき90,000円に消費税を上乗せした金額とし、第5条に定める販売の申し込み時に納入する。
(2) 販売手数料 落札価格の5％に消費税を上乗せした金額とし、売買代金額より差引徴収する。
(3) 主取り手数料 販売希望価格の2％に消費税を上乗せした金額とする。但し、最低99,000円（消費税含む）とし、販売申込金を充当する。

(4) 再上場主取り手数料 販売者から申し出があった再上場販売希望価格の2％に消費税を上乗せした金額とする。
(5) 買戻し手数料 販売者が販売希望価格を超えて落札した場合は、落札価格の5％に消費税を上乗せした金額とする。
(6) 欠場違約金 販売申込書に記載された販売希望価格の30％。但し、最低30万円とし、欠場が確定した日から5日以内に納入する。

2 前項(2)、(3)、(4)、及び(5)の手数料は、開催日の翌日から14日以内に納入する。
3 上場馬が次に該当する場合で、開設者が認めた獣医師による診断書を開設者に提出した場合に限り、第1項(6)の欠場違約金は免除される。

(1) 販売申し込み後の検査により、上場馬の受胎状況が申し込み時と異なることが判明した場合。

(2) 重度の疾病、又は負傷等のため上場が困難である場合。

(3) 死亡した場合。

(契約違反の場合の措置)

第27条 落札者又は販売者が、次に該当する契約違反をしたときは、違約金として売買代金額の50％に相当する金額を、違約が確定した日から5日以内に開設者を通じて相手方に支払う。

(1) 落札者が第20条第6項(1)、(2)に該当し、契約が解除された場合。
(2) 販売者が第18条に定める馬の引き渡しを拒否した場合。

2 本条における違約金は、現実生じた損害の有無にかかわらず、その支払いをしなければならないものとし、損害の補填があつた場合、または違約金を上回る損害が生じた場合でも清算は行わない。

3 本条において契約が解除された場合、開設者は受領した販売手数料を返還しない。

(市場内における秩序の維持に関する事項)
第28条 開設者は、次のいずれかに該当する者に対し、退場又は期間を限って入場の禁止を命ずることができる。

(1) 本業務規程に違反した者。

(2) 売買の成立していない馬について、虚偽の風説を流布した者、又は本セールに対し虚偽の申告をした者。

(3) 本セールの業務を妨害し、又は秩序を乱した者、若しくはその恐れのある者。

(4) 故意に市場の施設を毀損あるいは汚損し、若しくは毀損あるいは汚損しようとした者、又は馬若しくは人に危害を加え、若しくは危害を加えようとした者。

(5) 市場業務執行係員の指示に従わない者。

(仲立業者)

第29条 本セールに於いて仲立業者の営業を認めない。

(事件等の処理)

第30条 上場馬に関するか否かを問わず、又は市場敷地内で発生したか否かを問わず、本セールに関連して生じた当事者間の事件、訴訟、紛争その他一切のトラブル（以下「事件等」という）については、当該当事者がその解決に必要な費用を負担して、当該当事者間で解決しなければならない。

2 開設者は、事件等の解決に協力する義務、その他一切の責任を負わない。但し、開設者は、事件等を認識した場合、自ら必要と判断する範囲において、事態の収拾に努め、施設管理者及び警察等の当局、その他必要と認められる機関等（以下「機関等」という）へ通報し、機関等に協力し、機関等に対し情報の提供を行うものとする。

(管轄裁判所)
第31条 市場における取引に係る紛争が生じたときは、札幌地方裁判所を管轄裁判所とする。

(施行期日)

第32条 本業務規程は、2024年3月22日から施行する。